

住民税に確定申告の内容を反映するためには期限があります

令和8年度住民税に下記の申告内容を反映するためには、住民税の納税通知書送達前（以下の日付）までに確定申告書を提出してください。

住民税が給与から差引される方	2026年5月19日(火)	左記以外の方	2026年6月12日(金)
----------------	---------------	--------	---------------

以下の事項については、住民税の納税通知書送達後に確定申告書を提出した場合は、住民税の計算に算入することができませんのでご注意ください（図1 申告の仕組み 参照）。

主なもの一覧

- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

【根拠法令】

地方税法附則第35条の4の2第1項・第7項

- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失や特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除

【根拠法令】

地方税法附則第4条第3項・第4項・第9項・第10項、第4条の2第3項・第4項・第9項・第10項

- 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例

【根拠法令】

地方税法附則第34条の3第2項・第4項

- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例

【根拠法令】

地方税法附則第35条の3第2項・第3項・第5項・第12項・第13項・第15項

図1 申告の仕組み（○：算入される ×：算入されない）

納税通知書送達前	納税通知書送達後	所得税	住民税
確定申告		○	○
	確定申告	○	×

【問い合わせ先】

新宿区総務部税務課 課税第一係・第二係

〒160-8485

新宿区歌舞伎町1丁目4番1号

（本庁舎6階）

電話

03-5273-4107

03-5273-4108